

令和7年度 各種助成事業

要綱及び申請書様式等（後編）

（公社）沖縄県トラック協会

No.	助成事業	ページ
12	中小企業大学校講座受講促進助成金	1～6
13	自動車運転免許取得助成金	7～14
14	信用保証料助成金	15～19
15	環境対応車導入促進助成金	20～24
16	E M S 機器導入促進助成金	25～33
17	環境対応車導入促進助成金（沖ト協単独）	34～36
18	アイドリングストップ支援機器導入促進助成金	37～41
19	血圧計導入促進助成金	42～46
20	経営診断受診促進助成金	47～55
21	インターンシップ導入促進支援事業助成金	56～63
22	自家用燃料供給施設整備助成金	64～67
23	自動点呼機器導入支援助成金	68～70

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱

平成24年6月29日制定

令和6年4月26日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）の経営者・管理者が中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(受講対象者)

第2条 運送事業者であり、且つ、法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者（以下「経営者等」という。）とする。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampus（Web講座）を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校 (R6.4移転)	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング17階	06-6530-0029
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
九州校 (旧直方校)	812-0024	福岡県福岡市博多区綱場町2-1 博多FDビジネスセンター3階	092-263-1554
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

※上記9校のほか、金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampusも対象とする。

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校（金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBeeCampus含む）が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材教育、総務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーに能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

(受講定員)

第5条 受講者総数は予算の範囲内とし、1事業者1人までとする。

(受講の届け出・承認)

第6条 受講を希望する運送事業者は、事前に様式1の「受講届出書」をFAXにて公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）へ提出する。

2 沖ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに運送事業者の様式1-1の「受講承認書」を通知する。

(大学校への申込み)

第7条 受講を希望する運送事業者は、沖ト協からの受講の承認があった後、受講しようとしている学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

2 受講申し込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

3 受講料は、所定の額（全額）を運送事業者が直接、当該校に納入する。

(受講終了後の手続き)

第8条 運送事業者は、受講が終了し、受講料全額を支払った後、様式2の「受講修了通知書」と、中小企業大学校が発行する「受講修了証書」（写し）及び様式2-2「中小企業大学校講座受講実施報告書（兼）請求書」並びに「振込金受取書」等（写し）、を添付し、沖ト協に提出する。なお、県外で受講した場合は各交通機関の領収書（写し）又は明細等を添付する。

2 受講修了通知書の締め切りは、当該年度1月末日までに沖ト協必着とする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(交通費の助成)

第9条 助成の対象となる交通費は、沖縄県外で実施される講座を受けようとする経営者等の所属する事業所又は自宅から当該対象校までの間のバス、鉄道又は航空等の公共交通機関の往復運賃で実費分を基準に、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、半額、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、1割、助成する。

(受講料の助成)

第10条 受講料については、会員事業者は、沖ト協・公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、各々3分の1の割合で助成する。但し、国、自治体、他団体（全ト協含む）等からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える分は助成金を交付しない。非会員事業者は、沖ト協が15分の1、助成する。

2 前項の運送事業者の負担額は、百円未満は切り上げとする。

(助成金額の支払い)

第11条 沖ト協は、運送事業者から受講修了通知書の提出があったときは、精査のうえ、年度末までに所定の助成金額を支払う。

(受講申し込み後の変更又は中止)

第12条 運送事業者は、沖ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに沖ト協あて届け出る。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

受講届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住所

名称又は事業所名

代表者名

電話番号

担当者名



「中小企業大学校講座受講促進制度実施要綱」第6条の規定に基づき、下記のとおり受講したいので届出します。

記

1. 学校名 中小企業大学校 _____ 校
2. 受講期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3. 講座名 _____
4. 受講者氏名（年齢） _____（ _____ 歳）
5. 所属部課名・役職名 _____

受講承認書

令和 年 月 日

殿

公益社団法人沖縄県トラック協会長

令和 年 月 日付けで受講申込みのあった「中小企業大学校講座受講」について下記のとおり承認いたします。

記

1. 学校名 中小企業大学校 _____ 校
2. 受講期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3. 講座名 _____
4. 受講者氏名（年齢） _____（ _____ 歳）
5. 所属部課名・役職名 _____

年 月 日

(公社) 沖縄県トラック協会長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
法人番号
電話番号

受講修了通知書

年 月 日に受講を承認いただいた下記の者について、中小企業大学校の所定の講座の受講を修了しました。つきましては、「中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱」第9条の規定に基づき通知いたします。

記

1. 学校名 中小企業大学校 校
2. 受講期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 講座名
4. 受講者氏名 (年齢) (歳)
5. 所属部署名・役職名
6. 対象講座受講料 _____ 円
7. トラック協会以外から受けた (る) 助成金額 _____ 円

※ 添付書類 ・ 受講修了証書の写し ・ 振込金受取書等の写し

【助成金入金口座】

金融機関・支店名 _____

預金種別・口座番号 普通・当座 _____

口座名義 _____

自動車運転免許取得助成金交付要綱

平成 24 年 6 月 29 日制定
令和 6 年 4 月 26 日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、雇用対策の一環として、若手ドライバーの人材確保・育成のために、従業員に大型免許、中型免許（限定解除含む）、準中型免許（限定解除含む）、けん引免許を取得させる貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象運転免許)

第 2 条 助成の対象となる免許の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 大型免許：車両総重量 11 トン以上の自動車を運転できる免許
- (2) 中型免許：車両総重量 7.5 トン以上 11 トン未満の自動車を運転できる免許
- (3) 準中型免許：車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車を運転できる免許
- (4) けん引免許：車両総重量が 750 kg を超える車を牽引する場合に必要な運転免許
- (5) 限定解除：中型免許、準中型免許に限定条件が付与されている場合の解除

(助成対象)

第 3 条 運送事業者の従業員が前条に掲げる免許を当該年度の 4 月 1 日から 1 月末日、及びその前年度（4 月 1 日から 3 月末日）の間に免許取得、または限定解除に要した全額費用を運送事業者が支払った場合（消費税を除く）、その一部について助成を行うものとする。

(助成金の対象範囲及び助成金額)

第 4 条 運送事業者に助成する交付は、2 人（同一従業員 1 回限り）を限度とする。

- 2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条のいずれかの免許を取得した場合、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、大型免許取得については 60,000 円、中型免許、準中型免許、けん引免許取得については 40,000 円、限定解除（中型免許、準中型免許）は 20,000 円とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、大型免許取得については 12,000 円、中型免許、準中型免許、けん引免許取得につき 8,000 円、限定解除（中型免許、準中型免許）は 4,000 円とする。複数の種類の免許を同時に取得した場合は、助成額の高い方に準ずる。
- 3 準中型免許取得については、別途全日本トラック協会が実施する「若年ドライバー確保のための運転免許取得助成事業交付要綱」等に基づき、助成金を交付する。

(実績報告及び助成金の請求)

第 5 条 運送事業者は、従業員が免許取得したときは、第 6 条の期日までに、様式 1 「自動車運転免許取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、免許証（取得後）の写し、健康保険被保険者証の写し、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、並びに教習所等への費用支払い領収書等の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第6条 前条の助成金交付請求期限は免許取得した日の属する会計年度の1月末日までとする。

ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第7条 沖ト協は、第5条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 運送事業者は、助成金交付後に虚偽の事実が判明した場合及び、当該免許取得者か免許取得後1年以内に退職した場合には、速やかに沖ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

(報告)

第9条 沖ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、運送事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協か別にこれを定める。

附則（平成24年6月29日）

第1条 本要綱は平成24年9月29日より適用する。

附則（平成25年5月30日）

第1条 本要綱は平成25年4月11日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成27年4月30日）

第1条 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成24年6月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則（平成29年4月27日）

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則（平成30年4月25日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

附則（令和5年4月26日）

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

附則（令和6年4月26日）

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

自動車運転免許取得助成金実績報告書（兼）請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
 住所
 名称又は事業所名
 代表者名 ㊟
 電話番号
 担当者名

自動車運転免許取得助成金交付要綱第5条に基づき、自動車運転免許取得助成金の交付について、下記の通り請求します。

請求額 円

1. 内訳

① 免許取得者氏名	(1) _____	(2) _____
② 免許種類	大型・中型・準中型・けん引・限定解除	大型・中型・準中型・けん引・限定解除
③ 取得年月日	(1) 令和 年 月 日	(2) 令和 年 月 日
④ 取得費用（税抜）	合計 _____	円 _____

2. 添付資料

- ① 取得後（新）免許証（写）
- ② 健康保険被保険者証（写）または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- ③ 領収書（写）

3. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	<small>フリガナ</small>

（注） 沖ト協に提出してください。

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金 交付要綱

平成29年3月24日 制定
令和7年3月19日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、トラックドライバーの高齢化が進行し、トラックドライバー不足の状況が継続している状況に鑑み、若年ドライバー・外国人ドライバー（以下「若年ドライバー等」という。）の採用を支援するため、都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、地ト協会員事業者（以下「事業者」という。）が新たに運転者として採用した若年ドライバー等の（1）特例教習の受講、（2）準中型免許取得及び（3）外免切替講習の受講に要した費用の一部を助成する。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語の意義は、以下の各項に定めるところによる。

- 2 「特例教習」とは、中型免許・大型免許の取得に係る年齢要件・運転経歴要件を引き下げる受験資格特例教習をいう。
- 3 「外免切替講習」とは、指定自動車教習所等が実施する、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、次のいずれかのために指定自動車教習所等で要した費用とする。

- (1) 特例教習の受講
- (2) 準中型免許のうち
 - ① 準中型免許の新規取得（以下「準中取得」という。）
 - ② 5トン限定準中型免許の限定解除（以下「限定解除」という。）
- (3) 外免切替講習の受講（普通免許又は準中型免許に係るものに限る。以下同じ。）

(助成金の交付予算額)

第3条 助成金の交付予算額は、98,700,000円とする。

(助成額)

第4条 助成金は、事業者が別に定める要件を満たす従業員に、特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除又は外免切替講習の受講に係る費用を負担した場合に、特例教習の受講は10万円、準中取得は4万円、限定解除は2万5千円、外免切替講習の受講は4万円を上限として交付する。

2 1事業者あたりの助成額の上限を30万円とする。

3 従業員が個人で負担した費用については、全ト協は助成金を交付しない。

4 全ト協と地方ト協、国、地方自治体又はその他団体等の助成金等の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第7条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第8条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成29年3月24日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年3月25日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則) (令和2年3月11日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年4月1日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

(附則) (令和4年3月10日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年3月15日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年9月28日)

第1条 本要綱は令和5年9月28日より適用する。

(附則) (令和6年3月27日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

(附則) (令和7年3月19日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。

若年ドライバー等確保のための
運転免許取得支援助成事業における助成金交付要件（第4条関係）

1. 特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該事業者が、令和6年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

2. 外免切替講習の受講に係る要件

下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。
- ②当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- ③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて運転者として在籍していること。

以上

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成 申請書

_____ 沖縄県トラック協会会長 殿		申請年月日	年	月	日
事業者名		法人番号			
支店名・営業所名					
会社所在地	〒 _____				
電話・FAX番号	電話 (_____)	FAX (_____)			
申請責任者	役職	氏名			
申請に係る運転者	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年	月	日生	年齢 歳
	採用年月日	年	月	日	
	受講・取得内容 (いずれかに○)	(1) 特例教習の受講 (2) ①準中取得 (2) ②5トン限定解除 (3) 外免切替講習の受講			
特例教習受講、 準中型免許取得(限定解除) 又は外免切替講習受講年月日	年 月 日				
指定教習所等名称					
受講・取得費用	円				
助成金申請額	円				
振込先 金融機関	金融機関名	銀行			支店
	ふりがな 口座名義				
	口座番号	普通・当座			
添付書類 ※準中型・特例教習は 1, 2, 3, 4を提出 ※外免切替は 1, 2, 3, 5, 6を提出	1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し・その他: _____) 3. 受講修了の書類または運転免許証の写し (特例教習: 修了証明書 / 準中型免許: 運転免許証の写し / 外免切替講習: 講習に係る領収証の写し) 4. 運転者として従事していることを確認するもの(いずれかで可) (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し・その他: _____) 5. 特定技能1号評価試験(トラック)合格証明書の写し 6. 在留カード・在留資格認定証明書の写し				

- ※ 下記の同意内容を確認の上、いずれかあてはまるものにチェック(☑)をご記入ください。
- 上記申請に係る特例教習の受講・免許の取得について、国、地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けていません。
- 上記申請に係る特例教習の受講・免許の取得について、国、地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けていますが、助成金等の交付総額は受講・取得費用の額を超えません。

信用保証料助成金交付要綱

平成 20 年 3 月 4 日制定

(省略)

平成 29 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）の会員事業者が、沖縄県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした沖縄県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～第 8 号及び同条第 6 項「危機関連保証」）の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証、又は国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 1 2 条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 1 2 8 条」に規定する保証）を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、沖縄県の原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～第 8 号及び同条第 6 項「危機関連保証」）の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 1 2 条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 1 2 8 条」に規定する保証）を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける〇〇都道府県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号～第 8 号及び同条第 6 項「危機関連保証」）融資、または「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等をいう。
- (3) 「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された災害をいう。
- (4) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第 3 条 本要綱に定める助成事業期間は、当該会計年度の 1 月末日まで（ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日まで）の保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第 4 条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の 2 分の 1 の額とする。

ただし、その額が10万円を超えるときは10万円（公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）5万円、沖ト協5万円）を限度とするが、限度額に達するまで再助成することができる。

（助成金の交付申請）

第5条

- （1）会員事業者は信用保証協会に保証料の支払いを行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が10万円を超えるときは10万円、全ト協5万円、沖ト協5万円）を協会に申請することができる。
- （2）前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）および「セーフティネット保証に係る認定書」（セーフティネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。
- （3）助成金の交付申請は随時行うことができる。ただし、最終申請期限は当該会計年度の1月末日までとし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

（助成金交付）

第6条 沖ト協は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

（助成金の返納）

第7条

- （1）当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に沖ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- （2）沖ト協は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

（報告の義務）

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、沖ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

（附則）

この要綱は平成26年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。ただし、平成26年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

（附則）

この要綱は平成27年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。ただし、平成27年1月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

（附則）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

2. 保証限度額、保証割合、保証料率

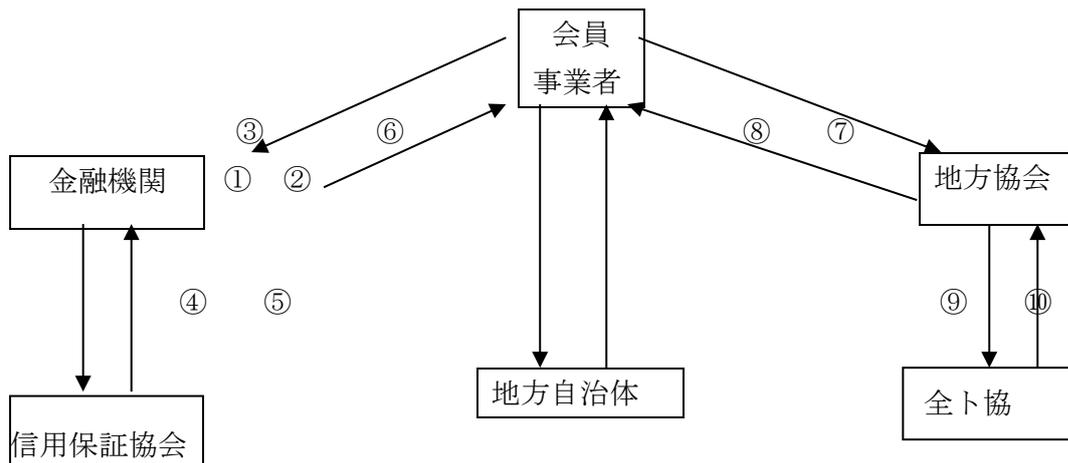
保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の100%

保証料率：保証協会所定の料率（0.7～1.0%）

信用保証料助成事業に対する全ト協助成スキーム

公益社団法人 全日本トラック協会



(フロー)

- ① 会員事業者が、
 - ・地方自治体の定めた原油等の価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援を目的とした（セーフティーネット）制度融資の認定、
 - ・国のセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条6号「危機関連保証」）の認定、
 - ・又は「激甚災害」として指定された「東日本大震災緊急保証」や「災害関連保証」上記の要件該当の認定を申請。
(認定不要型制度融資もあり、その場合の手続きは地方自治体の定めによる。)
- ② 地方自治体は上記①に係る認定書を会員事業者宛に発行。
- ③ 会員事業者が金融機関（又は保証協会）へ借入（保証）申込み。
- ④ 金融機関から信用保証協会へ書類提出。
- ⑤ 信用保証協会は金融機関へ信用保証書を発行。
- ⑥ 金融機関は信用保証協会の発行する「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」を会員事業者へ送付して融資を実行。
- ⑦ 会員事業者は地方協会へ信用保証料助成を申請。
- ⑧ 地方協会から会員事業者へ助成金を振込。
- ⑨ 地方協会から全ト協宛て助成金交付を申請。
- ⑩ 全ト協から地方協会宛て助成金を振込。

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住 所

企業名

代表者

信用保証協会保証料助成申請書

当社(私)は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額(限度額10万円)について貴協会の助成を受けたく、「信用保証料計算書(写)」を添えて下記の通り申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

助成申請額 金 円

1. 申請明細

項目	記入欄	備考
保証金額(借入金額)	円	
資金使途	運転・設備(○をする)	
保証制度		
セーフティネット保証(5号認定)	有・無(○をする)	
保証料率	%	
借入金融機関/支店	/ 支店	
借入日	令和 年 月 日	
保証料額	円	
助成申請額(注)	円	

(注) ① 保証料総額(借入時の額)の2分の1の額、又は10万円以内、円未満切り捨て。

② 1回の申請額が10万円を超える場合は、限度額の10万円を記入。

③ 本申請該当額と既助成額を加算した額が10万円超となる場合には、10万円から既助成額を差し引いた額を申請額とする。
その場合、備考に「再申請」と明記のこと。

2. 振込先銀行口座

銀行名	
支店名	
預金	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
口座名義	フリカナ

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成16年3月8日制定

令和6年4月26日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するための、環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、環境対応車の導入促進を図り、温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、沖ト協が別に定める助成対象車両をいう。
- (2) 「事業者」とは、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）とし、環境対応車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
- (3) 「リース事業者」とは、以下の条件を満たす者をいう。
 - ア 前号に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること。
 - イ 月額リース料金への助成金相当分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること。
- (4) 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。
- (5) 「事業完了日」とは、新車新規登録の日付をいう。

(助成の対象事業者)

第3条 沖ト協は、会員事業者又はリース事業者（以下「助成対象事業者」という。）が環境対応車導入に対する助成事業を活用する場合、その助成の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付する。

- 2 沖ト協は、前項の助成を行うため、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の助成制度を活用する。
- 3 別に定める助成対象車両の種類によっては、条件を付すことができる。

(助成金交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成金交付額を変えることができる。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月13日の間に新車新規登録が完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(交付申請及び申請期限)

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付申請書を新車新規登録を行う前に当該年度4月1日より1月20日までに、沖ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 沖ト協は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、環境対応車導入促進助成金交付決定通知書により当該助成対象事業者に通知する。

2 沖ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは、環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース)を、購入による導入のときは、環境対応車導入促進助成事業実績報告書(購入)を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 沖ト協は、前条の環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース又は購入)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合は運送事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は運送事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請内容の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、事業者は、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を沖ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、事業者は、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を沖ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、沖ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
但し、当該車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 助成対象事業者が当協会を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、沖ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく沖ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年

(2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(報告)

第13条 沖ト協は、第3条第1項の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成16年3月8日)

第1条 本要綱は平成16年4月1日より適用する。

(省略)

(附則) (平成28年4月1日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱(平成27年4月30日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。

(附則) (令和3年4月28日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

(附則) (令和4年4月27日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年4月26日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和6年4月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

助成対象車両及び助成金交付額

助成対象車両		助成金交付額（定額）		
		区分	全ト協	沖ト協
天然ガス自動車	内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの	大型	100万円	45.8万円
		中型	45.9万円	
		小型	12.2万円	12.1万円
ハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車ハイブリッド車と記載されているもの	大型	60万円	33.5万円
		中型	33.5万円	
		小型	9.7万円	9.6万円
電気トラック	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているもの	小型	30万円	—
燃料電池自動車	圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されているもの	小型	30万円	—

環境対応車導入促進助成金交付申請書

_____ トラック協会 会長殿

(導入事業者) 申込者	会 社 住 所	〒 _____ 都道府県 _____	TEL: _____
	会 社 名 称	ふりがな _____	FAX: _____
	代表者の役職・氏名	ふりがな _____	(印) 角印も可
(導入事業者) 申込責任者	営 業 所		
	役職・氏名		
	連 絡 先 在 地	〒 _____ 都道府県 _____	TEL: _____
			FAX: _____

(リースの場合) リース会社	会 社 住 所	〒 _____ 都道府県 _____	
	会 社 名 称		担当者氏名 _____
	担当者連絡先	TEL: _____	FAX: _____

下記の車両について、導入の申請をいたします。(※印は該当する項目を○で囲む)(要見積書の写し添付)

導 入 方 法	*リース(リース期間3年・4年・5年・その他(年))・買取り		
	種 別	*ハイブリッド・CNG・LNG・電気・FCV	
	メーカー名・車名	メーカー名: _____	車名(通称名): _____
	車 両 の 型 式	区分※	小 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/>
	台 数	台 _____	登録予定日 _____年 _____月 _____日
	営 業 所	_____	
車 両	車検証の使用の本拠の位置	都道府県 _____	

販 売 会 社 ※	社名・支店・営業所等	_____	
	連 絡 先 在 地	〒 _____ 都道府県 _____	TEL: _____
	担 当 者 名		FAX: _____

※都道府県トラック協会使用欄 (申請者は記入しないでください。)

確認番号

公益社団法人 全日本トラック協会会長殿

年 月 日

協会名 _____

会長名 _____

※②枚目に押印

環境対応車導入促進助成金交付要綱第6条に基づき、助成金の交付について下記の通り申請します。

※申請する台数分の助成額合計

全ト協助成金額 _____円※	地方ト協助成金額 _____円※
-----------------	------------------

EMS 機器導入促進助成金交付要綱

平成 18 年 4 月 24 日制定

(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正

平成 30 年 4 月 25 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS 機器（以下「機器」という。）を導入する貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器等は、エコドライブの実践に効果のある EMS 用車載器で別紙 1 に示すものとする。

(交付額)

第 3 条 1 運送事業者に助成する交付額は、沖ト協に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）は、20 機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）は、4 機器導入分を限度とする。

2 助成金の交付額は、当該年度に新たに第 2 条の機器を車両に装着した場合、会員事業者は、1 機器あたり 10,000 円を交付し、非会員事業者は、1 機器あたり 1,000 円とする。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

3 当該機器が前条及び「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱」のいずれの基準にも該当する場合は、前項による助成金は交付しない。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 運送事業者は、機器装着が完了したときは、対象機器の基準に応じて第 5 条の期日までに、様式 1 「EMS 機器導入促進助成金実績報告書（兼）請求書」（以下「請求書」という。）、様式 2 「EMS 機器導入内訳書」、装着したことが確認できる書面（領収証又はリース契約書等）の写し、装着した車両の自動車検査証の写し、並びに国の補助金交付申請を行わない旨の誓約書を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付請求期限)

第 5 条 前条の助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 6 条 沖ト協は、第 4 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第7条 運送事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 運送事業者は前項による処分が行われたときは、沖ト協へ報告しなければならない。

(導入効果等の報告)

第8条 助成金の交付を受ける運送事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等を沖ト協に報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

附則（平成18年4月24日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

(省略)

附則（平成28年4月27日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成25年5月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成30年4月25日）

第2条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

様式 2

EMS機器導入内訳書

請求月日 令和 年 月 日

事業者名

整理番号	支店 営業所名	導入機器		台数 (台)	助成金額	導入価格 (消費税は除く)	装着日
		メーカー名	機器名・型式				
							令和 年 月 日
							令和 年 月 日
							令和 年 月 日
							令和 年 月 日
							令和 年 月 日
							令和 年 月 日
記入例	本社	●●●●	●●-●●●●	1	10,000	10,000	令和 年 月 日
合 計					0	0	

※導入価格には機械本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。なお取付工賃や消費税は導入価格には含まない。

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

住所
名称又は事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. 機器名

2. 導入台数 : _____ 台

3. 装着車両（登録番号を記載する。）

①		⑥		⑪		⑬	
②		⑦		⑫		⑭	
③		⑧		⑬		⑮	
④		⑨		⑭		⑯	
⑤		⑩		⑮		⑰	

4. 導入年月日：令和 年 月 日

安全装置等助成対象機器選定結果一覧 (令和7年4月1日現在)

⑥EMS機器

機器メーカー名	選定番号	機器名称	型式	デジタコ型式指定番号	備考
ITSグリッド	—	スマートロジ	PSL-0101		
	2022-168-E	スマーティクスアイ(車載器本体)	PSE-3010A		別途解析ソフト契約要
あきば商会	—	タコドラ	MAS-A1	自TD II-28	
	—		MAS-A1DR	自TD II-28	
アポロ技研	—	AdaptEco	AD-E1		
いすゞ自動車	—	MIMAMORIコントローラー	17MDU	自TD II-44	※ドラレコとのセットは、いすゞA & S製「IDR-1200M」と連動要
	2023-200-E	汎用版22型MIMAMORI	1-87413-038-0	自TD II-94	別途クラウド契約要
	2023-201-E	センターディスプレイ版22型MIMAMORI有償切り替えバージョンアップパックデザインキット(GIGA専用)	1-87413-110-0	自TD II-44	別途クラウド契約要
	2023-202-E	センターディスプレイ版22型MIMAMORI有償切り替えバージョンアップパックデザインキット(ELF/FORWARD用)	1-87413-147-0	自TD II-44	別途クラウド契約要
	2023-203-E	センターディスプレイ版22型MIMAMORIライトキット	1-87413-140-0	自TD II-44	別途クラウド契約要
NPシステム開発	—	NET-300本体(GPSアンテナ含む)	NET-300	自TD II-41	
	—	NET-500本体(GPSアンテナ含む)	NET-500	自TD II-45	
	—	NET-780本体(GPSアンテナ含む)	NET-780	自TD II-75	カメラ(ドラレコ機能)なし
	2020-112-E	NET-580N本体(GPSアンテナ含む)	NET-580N	自TD II-95	カメラ(ドラレコ機能)なし
	2024-267-E	NET-780本体(GPS+カメラセットタイプ)	NET-780	自TD II-75	カメラ(ドラレコ機能)あり
	2024-268-E	NET-580N本体(GPS+カメラセットタイプ)	NET-580N	自TD II-95	カメラ(ドラレコ機能)あり
エムモビリティ	—	SKYEYEDMS	RYK-CC201	自TD II-67	※別途通信契約要
テクノホライゾン ファインフィットデザインカンパニー	—	デジタルタコグラフGFIT	FD-1000	自TD II-39	
	2019-003-E	デジタルタコグラフGFITX	FD-2000	自TD II-89	
沖電気工業	—	エコボジ	NDC-1000		
クラリオン	—	ドライブレコーダー	CF-2500A-A	自TD II-20	
	2023-199-E	6カメラドライブレコーダー・デジタルタコグラフ通信一体機	CF6000	自TD II-100	別途専用ソフト要 又は クラウド契約要
光英システム	—	車載端末機	K-250		
	—		KD-250	自TD II-14	
	2022-178-E		K700	自TD II-101	
システック	—	ロジこんぱす	EDUT-1000U		
	2024-270-E	ロジこんぱす2	EDUT-3200		本体型式(EDUT-3000)、専用タブレット(EDTR-3000)を含む。別途クラウド契約要。
	2024-271-E	ロジこんぱす2PLUS	EDUT-3100	自TD II-32	本体型式(EDUT-3000)、専用タブレット(EDTR-3000)、運行記録計(DTU-1)を含む。別途クラウド契約要。
CENTLESS	—	デジタルタコグラフ	DUKS-C01	自TD II-81	
	2020-089-E	らくらく日報デジタルタコグラフ	DUKS-C01.5	自TD II-82	別途クラウド契約、前方カメラ(型式: R233F)追加により運行管理連携型ドライブレコーダ(選定型式 2022-351-U : DUKS-C01.5D(カメラ付き))として使用可
	2021-154-E		DUKS-C01.5D(カメラ付き)	自TD II-82	別途クラウド契約要
	2022-169-E	ドライブレコーダー連動型クラウドデジタコ	C500	自TD II-103	別途クラウド契約要
	2023-195-E	クラウドデジタルタコグラフ	C500(カメラなし)	自TD II-103	別途クラウド契約要
データ・テック	—	SRPocket II	M623		
	—	SRDigitacho	M603(M603DR)	自TD II-11	ドラレコ(DVRmini+)とのセットはM603DRと表記
	2019-001-E	SRDLite	M622	自TD II-92	本体以外に解析ソフト、地図ソフト等の購入要
	—	SRVDigitacho	M610	自TD II-27	
	—	SRVDigitacho N	M612	自TD II-37	

注1) 型式の*印には、任意の英数字が入ります。

注2) □: デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器。

注3) 解析ソフト、カードリーダー等の事務機用機器については対象外とする。

安全装置等助成対象機器選定結果一覧
(令和7年4月1日現在)

⑥EMS機器

機器メーカー名	選定番号	機器名称	型式	デジタコ型式指定番号	備考
データ・テック	—	SRConnect	M619	自TDⅡ-54	
	2019-002-E	SRDLite(ドラレコ通信型)	M622-DR01	自TDⅡ-92	本体以外にクライアント管理ソフト等の購入要
	2021-130-E	SR Advance	M626	自TDⅡ-99	
データロン	—	車載端末機	TMS-1		
デンソー	—	ドライビングパートナー	DDD-100	自TDⅡ-18	
	—		DDD-100-DR	自TDⅡ-18	
デンソー	—	DN-magic MINI	261799-0040	自TDⅡ-62	※スマホ連携必須
デンソーテン	—	DN-magic PREMIUM	FV71D1WD	自TDⅡ-53	
	—	DN-magic PREMIUM/D	FV71D1WDD	自TDⅡ-53	
	—	OBVIOUSレコーダー	DRD-4020(E)	自TDⅡ-36	専用ソフト「エコ安全運転支援ソフト」使用時に対応
	—		DRD-4020(E)-DR	自TDⅡ-36	
	—		DRU-5010(E)		
	—		DRU-5020(E)	自TDⅡ-64	
	—	G500Lite	DRU-T500		DCM-500LTE(又はDCM-T500)、ICR-T500をあわせて購入していることを確認
	2023-211-E	Offseg	DRU-T100		別途クラウド契約要
富士通 (トランストロン製)	2019-009-E	DTS-D2A	FV710D2A	自TDⅡ-90	メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	2019-010-E	DTS-D2D	FV710D2D	自TDⅡ-90	
	2019-011-E	DTS-D1WD	FV710D1WD	自TDⅡ-53	
	2019-012-E	DTS-D1WDS	FV710D1WDS	自TDⅡ-53	
	2019-015-E	DTS-D2X	FV710D2X	自TDⅡ-90	
	2020-117-E	DTS-G1D	FV710G1D	自TDⅡ-94	
	2021-136-E	DTS-D1W	FV710D1W	自TDⅡ-53	
	2021-137-E	DTS-D1WS	FV710D1WS	自TDⅡ-53	
	2022-155-E	DTS-D2A(Bluetooth搭載)	FV710D2A2	自TDⅡ-90	
	2022-156-E	DTS-D2D(Bluetooth搭載)	FV710D2D2	自TDⅡ-90	
	2022-157-E	DTS-D2X(Bluetooth搭載)	FV710D2X2	自TDⅡ-90	
	2022-158-E	DTS-D1A	FV710D1A2	自TDⅡ-53	
	2022-159-E	DTS-D1D	FV710D1D2	自TDⅡ-53	
	2022-185-E	DTS-G1D	FV710G1D2	自TDⅡ-94	
	2022-188-E	DTS-G1O	FV710G1DO	自TDⅡ-94	
	2024-229-E	DTS-DR1T	FV710DR1T		
2024-266-E	DTS-G1D3	FV710G1D3	自TDⅡ-94		
トワード	—	TRU-SAM	TK1512-12		
ナブアシスト	2019-016-E	スマートデジタコ DTS-E1	FV710E1A	自TDⅡ-62	※スマホ連携必須
日米電子	—	車載端末機	D-NASⅢ		
	—		D-NASⅣ	自TDⅡ-59	
日本低炭素開発	—	EcoDriveManager	EDM-01		
パイオニア	—	B・PROカーナビ(オンダッシュ)	AVIC-BX500Ⅱ-VA1		
	—		AVIC-BX500Ⅱ-VA2V		
	—	B・PROカーナビ(メインユニットタイプ)	AVIC-BZ500Ⅱ-VA1		
	—		AVIC-BZ500Ⅱ-VA2V		
	2019-013-E	業務用カーナビゲーション	AVIC-BX500-3-VA**		別途通信契約要
	2019-014-E		AVIC-BZ500-3-VA**		
	2021-131-E		AVIC-BX500-4-VA**		
	2021-132-E		AVIC-BX500-4A-VA**		
2021-133-E	AVIC-BZ501-VA**				
2021-134-E	AVIC-BZ501A-VA**				
2021-135-E	AVIC-BZ501A-2-VA**				
日野自動車	—	ドライブマスター			
富士ソフト	—	VADI	FSDT-01	自TD-108	

注1) 型式の*印には、任意の英数字が入ります。

注2) □: デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器。

注3) 解析ソフト、カードリーダー等の事務機用機器については対象外とする。

安全装置等助成対象機器選定結果一覧
(令和7年4月1日現在)

⑥EMS機器

機器メーカー名	選定番号	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考	
富士通	—	デジタコ本体	FV710C1W	自TD II-35	DTS-C1W	
	—		TV7000A1	自TD II-8	DTS-A1	
	—		TV7000A1G		DTS-A1G	
	—		FV710D1A	自TD II-53	DTS-D1A	
	—		FV710D1M	自TD II-53	DTS-D1M	
	—		FV710F1A	自TD II-78	DTS-F1A	
	—	ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自TD II-21	DTS-C1D	
	—		FV7100C1MD	自TD II-23	DTS-C1MD	
	—		FV7100C1XD	自TD II-24	DTS-C1XD	
	—		FV710C1DA	自TD II-35	DTS-C1DA	
	—		FV710C1MDA	自TD II-35	DTS-C1MDA	
	—		FV710C1XDA		DTS-C1XDA	
	—		FV710C1DW	自TD II-35	DTS-C1DW	
	—		FV710D1D	自TD II-53	DTS-D1D	
	—	FV710D1MD	自TD II-53	DTS-D1MD		
	—	モバイルトレーサー	FV7100B1		DTS-B1	
	三菱ふそう トラック・バス	—	エコフリートPRO	QZ064660A (QZ064680A)	自TD II-10	
	ミヤマ	—	ナビゲーションユニット	MHS-03DT	自TD II-12	
メルモ	—	i-Tacho	IT-1000	自TD II-40	「法定三要素解析ソフト」単独使用、「運行管理支援システム」併用どちらでも可	
モバイルリンク	—	C-805M	SC800MS	自TD II-72		
矢崎エナジーシステム	—	デジタコ本体	YDX-3α	自TD II-33		
	—		YAZAC-eye3T	自TD II-25		
	—		YAZAC-eye3TLDW			
	—		YDX-5	自TD II-33		
	—		YDX-7	自TD II-58		
	—		YDX-7C	自TD II-58		
	2023-198-E	YDX-8	YDX-8	自TD II-105	運用はSDカード/LTE通信/無線LANから選択可能。本体と付属品のGPSアンテナ以外はオプション品(カメラ各種、マイク、乗務員作業状態入力装置等)。	
2023-212-E	YDX-8カメラ有	YDX-8C	自TD II-105			
ワーテックス	—	スマートデジタコ	XDT-1	自TD II-52		

注1) 型式の*印には、任意の英数字が入ります。

注2) □: デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器。

注3) 解析ソフト、カードリーダー等の事務機用機器については対象外とする。

安全装置等助成対象機器選定結果一覧
(令和5年12月1日現在)

⑥EMS機器

【選定廃止】

機器メーカー名	選定番号	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考	
NECソフト(NECソリューションイノベータ)	—	Drive Manager V2	FV7100B4N		R1.7.31廃止: サービス終了	
堀場製作所	—	デジタコ本体	HIT-802G	自TD II-13	R2.3.31廃止: 販売終了	
	—		HIT-802GA		R2.3.31廃止: 販売終了	
	—		HIT-1100	自TD II-17	R2.3.31廃止: 販売終了	
	—		HIT-1100Y		R2.3.31廃止: 販売終了	
	—	ドライブレコーダー機能付 デジタルタコグラフ	DRT-7100	自TD II-34	R2.3.31廃止: 販売終了	
	—		DRT-7100A		R2.3.31廃止: 販売終了	
	—		DRT-7100F		R2.3.31廃止: 販売終了	
	—	デジタコ本体	DRT-7500	自TD II-34	R2.3.31廃止: 販売終了	
	—		DRT-7500A		R2.3.31廃止: 販売終了	
	—		DRT-7500F		R2.3.31廃止: 販売終了	
	富士通	—	デジタコ本体	FV5501A1	自TD-9	R2.12.31廃止: 販売終了
		—		FV5501B1		R2.12.31廃止: 販売終了
—		FV5511A2		自TD-13	R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV5511B2			R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV5601A1		自TD-14	R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV5601B1			R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV5602A1		自TD II-2	R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV5602B1			R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV5512A2		自TD II-3	R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV5512B2			R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV7100C1		自TD II-21	R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV7100C1M		自TD II-23	R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV7100C1X		自TD II-24	R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV710C1A			R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV710C1MA		自TD II-35	R2.12.31廃止: 販売終了	
—		FV710C1XA			R2.12.31廃止: 販売終了	
—		モバイルトレーサー		FV7100B1M		R2.12.31廃止: 販売終了
—				FV7100B1F		R2.12.31廃止: 販売終了
矢崎エナジーシステム	—	デジタコ本体	DTG3	自TD II-5	R5.11.30廃止: 生産終了	
	—		DTG4	自TD II-9	R5.11.30廃止: 生産終了	
NPシステム開発	—	e-Tacho	NET-380	自TD II-48	R7.2.28廃止: 販売終了	
	—		NET-580	自TD II-49	R7.2.28廃止: 販売終了	

注1) 型式の*印には、任意の英数字が入ります。

注2) : デジタコ・ドラレコ一体型の助成対象機器

注3) 解析ソフト、カードリーダー等の事務機用機器については対象外とする。

環境対応車導入促進助成金(沖ト協単独)交付要綱

平成30年4月25日制定
令和5年4月26日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)及び微粒子物質(PM)の低減を図るため、国が定めるポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車(以下「ポスト新長期等適合車」という。)の導入に対する助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)が実施する近代化基金に係る融資の推薦を受けて導入した車両については、助成金の交付は行わないものとする。

(対象車両)

第2条 当該年度4月1日から1月末日までに登録を完了し、購入、割賦購入又はリースにより導入するポスト新長期等適合車とする。

(助成金額)

第3条 1事業者に助成する交付額は、以下のとおりとし、3台分を上限とする。

車両総重量8トン未満	25,000円/1台
車両総重量8トン以上	50,000円/1台

(申請受付期間)

第4条 当該年度4月1日から1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(交付申請)

第5条 運送事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付請求書(沖ト協単独)によって、沖ト協に交付請求を行うものとする。助成金の交付申請受付は申請順とし、予算額に達した場合は受付を締め切る。

(財産の処分の制限)

第6条 運送事業者は、助成対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

環境対応車導入促進助成金交付請求書（沖ト協単独）

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

担当者名

環境対応車導入促進助成金（沖ト協単独）の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 : _____ 円

2. 添付資料

①自動車検査証（写）

②領収書等の写し

3. 振込先銀行口座：銀行名 : _____ 銀行・信用金庫

支店名 : _____

預 金 : 普通・当座

口座番号 : _____

ふりがな

口座名義 : _____

1 ポスト新長期規制適合車の識別記号（3桁の組合せ記号となります）

1桁目		
排出ガス 規制年	低排出 ガス認定	識別 記号
平成21年 規制 *1	無	L
	50	M
	75	R
	10	Q
平成22年 規制 *2	無	S
	10	T
平成28年 規制	無	2
平成30年 規制 *3	無	3
	25	4
	50	5
	75	6

*1 ガソリン車(NO_x触媒付直噴)及びディーゼル車(乗用、軽量、中量一部(2.5-3.5t)及び重量車一部(12t))

*2 ディーゼル車(中量一部(1.7-2.5t)及び重量車一部(3.5-12t))

*3 中量車

2桁目			
燃料の別	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成 又は適用状況)	識別 記号	
ガソリン	有	A	
	無	B	
LPG	有 (未達成又は不適用)	C	
	無 (未達成又は不適用)	D	
	有(達成)	J	
	無(達成)	K	
	有(5%達成)	N	
	無(5%達成)	P	
	有(10%達成)	Q	
	無(10%達成)	R	
	CNG	有	E
		無	F
メタノール	有	G	
	無	H	
LPG・電気	有	L	
軽油・電気	有	M	
その他	有	Y	
	無	Z	

3桁目		
用途	重量条件等	識別 記号
貨物車・ 乗合	軽自動車	D
	車両総重量が 1.7t 以下	E
	車両総重量が 1.7t 超、 3.5t 以下	F
	車両総重量が 3.5t 超	G

2 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1桁目
識別記号
Z

2桁目		
種類	燃料等の別	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素(圧縮水素)	B

3桁目	
用途など	識別記号
貨物	B

令和7年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

地球温暖化防止対策のためのCO2を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器の普及を図る。

2. 予算額

50百万円

3. 助成対象機器

助成対象とする機器等は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

4. 助成額

- (1) 全ト協助成額
車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格の1/2（上限6万円）
- (2) 都道府県ト協助成額
別途地方協会が定める。
※ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

5. 各都道府県ト協への助成金交付限度額

交付要綱第3条第2項に定める交付限度額は、別添1「令和7年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業協会別交付限度額」とする。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和7年4月1日から各都道府県トラック協会が定める日までとする。

7. 留意事項

(1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

別紙「アイドリングストップ支援機器一覧」に記載のある装置を助成対象とする。対象装置の追加・変更・廃止等が生じた場合は、全ト協で取りまとめた上で各都道府県トラック協会に連絡する。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買い取り（一括、割賦）、リースいずれについても会員事業者が、令和7年度に事業用貨物自動車用に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く）について助成対象とする。なお、リースの場合であっても助成金については、各協会へ交付する。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

全ト協の助成は機器の取得価格の1/2以内の額（上限6万円）とする。なお、取得価格に消費税は含まない。取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。取付工賃や消費税は取得価格には含まない。

また、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) アイドリングストップ支援機器装着の確認について（交付要綱第3条関係）

各都道府県トラック協会においては、アイドリングストップ支援機器を装着したことが確認できる書面、当該機器のみの領収証などを取得すること。

(5) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日とする。また、別に定める実績報告書は、様式1の「アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

なお、別途、「アイドリングストップ支援機器導入内訳書」（様式1-2）を全ト協担当者あてにメールで送付すること。この場合、確認書類の添付は求めないが、各都道府県トラック協会においては領収証、リース契約書、割賦販売契約書など導入したことが確認できる書類を取得しておくこと。

以上

アイドリングストップ支援機器一覧

別紙

令和7年4月1日現在

◎エアヒーター

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	ベバストヒーター AT2000STC
エバスペヒャー ミクニ クライメットコントロール システムズ	エアトロニック D2L
クロコアートファクトリー	BRANOエアヒーター ATESO ALFA D2

◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	機器名・型式
太陽工業	エアースタイル
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	ベバスクーラー Cool Split20 Top/Back
	Cool Split 20 Evo 4810194 * (バックタイプ)
	Cool Split 20 Evo 4810195 * (トップタイプ)
アイ・シー・エル いすゞA&S	ISC-1800W i-cool+ (アイクール プラス)
	i-Cool mini (アイクール ミニ)
	i-Cool Hi (アイクール ハイ) ISC-2200W
	i-Cool Mini II (アイクールミニツー) ISC-1600W
エバスペヒャー ミクニ エバスペヒャー ミクニ クライメットコントロール システムズ	クールトロニック 9457001
	クールトロニック 9457321
	クールトロニック 9457322
	クールトロニック 9457323
	クールトロニック1600BW Cooltronic1600BW
ホワイトハウス	クールトロニック
スカニアジャパン	Bycool Compact3.0
HS THERMO 夫元AGN	HS THERMOクーラー グッドエア(TOP) GA-35SR
	HS THERMOクーラー グッドエア(BACK) GA-35SW
	HS THERMOクーラー グッドエア(MONO) GA-35AR
デンソーソリューション	トラック用停車時クーラー Everycool 448107-913*

(注) 型式の *印 には、任意の英数字が入ります。

アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

担当者名

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱第4条に関連し、助成金の支払いについて、下記のとおり請求します。

記

1. 導入台数 _____台 (原則1事業者3台まで)

2. 請求金額 _____円

3. 添付資料

①アイドリングストップ支援機器導入内訳書(様式1-2)

②領収書等の写し

③導入した車両の車検証の写し

4. 振込先銀行口座 銀行名 :

支店名 :

預 金 :

口座番号 :

口座名義 :

アイドリングストップ支援機器導入内訳書

令和 年 月 日

事業者名:

申請月	整理番号	事業者名	支店・営業所名	①区分	導入機器		台数	助成額		装着年月	購入先 (販売会社)
					②メーカー名・③型式			全ト協	地方ト協		
								0			
								0			
								0			
								0			
								0			
合 計			ヒータ(台)	0			0	0			
			クーラー(台)	0							

令和7年度 血圧計導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算額

3千万円

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。

5. 助成額

- (1) 血圧計の取得価格の1/2（上限5万円）
- (2) 都道府県ト協助成額 別途都道府県トラック協会が定める。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和7年4月1日から各都道府県トラック協会が定める日までとする。ただし、上記期間内であっても、予算に達した時点で、申請受け付けを終了する。

7. 留意事項

- (1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。

なお、全ト協は助成対象機器について、毎年度「血圧計導入促進助成事業対象機器一覧」（別添1）に取りまとめのうえ、各都道府県トラック協会に連絡するものとする。また、今後対象機器の追加、変更、廃止等を各都道府県トラック協会に連絡することとする。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、令和7年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品及び、リース導入を除く）について助成対象とする。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

血圧計1台につき取得価格の1/2（上限5万円）とする。

なお、取得価格に消費税は含まない。

また、取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

さらに、機器の取得価額が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価格の分かる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) 国の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国や他の団体等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金は交付しない。

(5) 血圧計の導入確認について

各都道府県トラック協会においては、血圧計を導入したことが確認できる領収書などを取得すること。

(6) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日とする。また、別に定める実績報告書は、様式1「血圧計導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

予算に達した際は、全ト協から各都道府県トラック協会へ速やかに連絡し、各都道府県トラック協会は、会員事業者からの申請受付を速やかに終了すること。

なお、別途、血圧計導入内訳書（様式1の2）を全ト協担当者宛にメールで送付すること。この際、中小企業者であることが確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）及び領収書等、確認書類の提出は不要としますが、各協会においては取得すること。

以 上

様式1-2

令和7年度血圧計導入内訳書

令和 年 月 日

事業者名:

整理 番号	事業者名	支店・営業所名	メーカー	機種名	取得価格(円) ※消費税抜き	助成額(円)	購入年月
						全ト協	
1						0	
2						0	
3						0	

血圧計導入促進助成対象機器一覧

令和7年4月1日現在

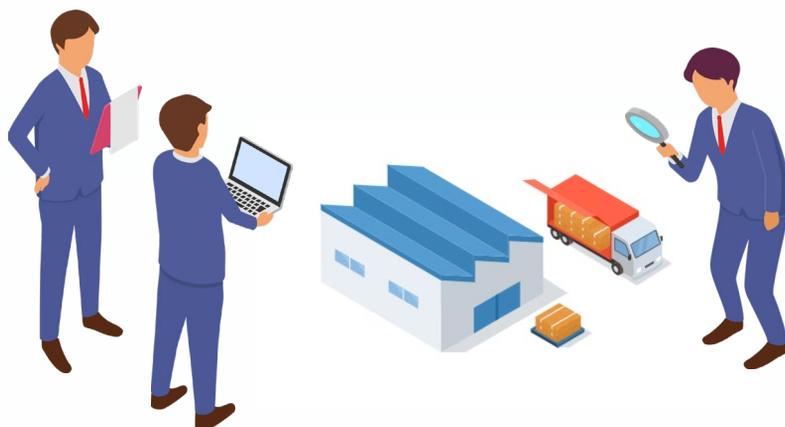
メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 S l i m	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
		TM2657WP-JC
		TM2657WVP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
		HBP-9020
		HBP-9021
		HBP-9030
		HBP-9031C
		HBP-9035
		HBP-9036C
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
		UDEX-i2 Type II
(株)スズケン	全自動血圧計	AC05P
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900
		BP-910

貴社の経営状況の診断から 経営改善・運賃交渉までを 中小企業診断士等が支援します！

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業

全日本トラック協会では、会員事業者が自社の経営状況を把握し、改善に取り組むとともに、取引先との運賃交渉を行うことを支援するために、「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業」を実施いたします。

中小トラック運送事業者のコンサルティング経験豊富な診断士が、確かな経営状況の分析を実施し、改善策の提案・社内説明を行い、さらには希望に応じて運賃設定の支援や、交渉資料の作成支援、運賃交渉への同席・説明までをサポートします(※)。



※運賃の決定、運賃交渉における意思決定・意思表示は事業者の判断で行っていただきます。
※交渉の成功等、成果を保証するものではありません。

ステップ1(経営診断)

指定診断士が財務診断、自己診断、現地調査を実施し、経営状況を安全性、収益性、健全性、成長性及び生産性等の様々な観点から分析。その結果を「経営診断報告書」にまとめます。

(実質負担額)

- ・8万円(Gマーク事業者は6万円)
- ・診断士の旅費交通費の一部

※実質負担額:費用16万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合



ステップ2(経営改善支援)

ステップ1の結果を踏まえ、質疑応答をしながら経営改善策を検討し、助言を行います。また、経営幹部や従業員の方への説明を行い全社体制での取組実施を支援します。

(実質負担額)

- ・3万円(Gマーク事業者は2万円)
- ・診断士の旅費交通費の一部

※実質負担額:費用15万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合



ステップ3(運賃交渉支援)

ステップ1・2の結果を踏まえ、経営実態に即した原価計算の実施・運賃設定を支援します。また、取引先との交渉のための資料作成を補助し、交渉に同席して資料説明等を行います。

- ※最大4日間稼働。実施期間・内容は協議の上決定します。
- ※運賃の決定、交渉時の意思決定・意思表示は事業者の判断で行っていただきます。
- ※交渉の成功等、成果を保証するものではありません。

(実質負担額)

- ・1日あたり4万円・最大16万円
(Gマーク事業者は1日あたり3万円・最大12万円)
- ・診断士の旅費交通費の一部

※実質負担額:費用1日あたり12万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合



令和7年度 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業
実施要領

令和7年5月16日

公益社団法人全日本トラック協会

第1 事業の概要

1. 事業の趣旨

中小トラック運送事業者が自社の経営課題を把握し、経営改善に取り組み、自社の経営状況・財務状況等を踏まえた適切な運賃・料金の設定及び取引先との交渉を行うことを支援し、経営改善に向けた取組を支援する。

2. 事業の内容

以下の3つのステップによる役務を提供する。

ステップ	内容
ステップ1 (経営診断)	・事業者による自己診断、診断士による財務診断及び現地調査を実施し、会員事業者の経営状況を指摘する「経営診断報告書」を作成する。
ステップ2 (経営改善支援)	・ステップ1（経営診断）の結果を踏まえ、事業者の経営改善に向けた具体的な相談対応・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する。
ステップ3 (運賃交渉支援)	・ステップ1（経営診断）及びステップ2（経営改善支援）の結果を踏まえ、原価計算・運賃設定支援、交渉準備支援、運賃交渉への同席・資料説明等を通じて、運賃の設定及び交渉を支援する。 ・稼働日数は最大4日とする。

3. 費用と助成制度

それぞれ以下のとおりとする。

(1) 費用

ステップ	金額
ステップ1 (経営診断)	・費用16万円(税抜き) ・診断士の旅費交通費
ステップ2 (経営改善支援)	・費用15万円(税抜き) ・診断士の旅費交通費
ステップ3 (運賃交渉支援)	・費用1日あたり12万円 (最大4日・48万円。税抜き) ・診断士の旅費交通費

(2) 助成制度

ステップ	助成金額
ステップ1 (経営診断)	・費用のうち8万円(Gマーク事業者は10万円) ・診断士の旅費交通費(上限5万円)
ステップ2 (経営改善支援)	・費用のうち12万円(Gマーク事業者は13万円) ・診断士の旅費交通費(上限5万円)
ステップ3 (運賃交渉支援)	・費用のうち1日あたり8万円、最大4日・32万円 (Gマーク事業者は1日あたり9万円、 最大4日・36万円) ・診断士の旅費交通費(上限5万円)

※「Gマーク事業者」とは、助成金交付請求時において、いずれかの営業所が安全性優良認定を受けている事業者をいう。

4. 予算額

2100万円

5. 実施期間

令和7年5月16日～令和8年2月28日

以上

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業 利用申込書

(公社) 沖縄県トラック協会長 殿

事業者名：

代表者名：

交付要綱第7条第1項、第9条第2項、第10条第2項の規定に基づき、経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業の利用につき下記のとおり申し込みます。

記

1. 申込事業者

事業者名	
代表者名	
Gマーク認定番号（該当する場合）	
法人番号	
所在地	〒
連絡先担当者名	
担当者所属部署・役職	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

2. 利用を希望する内容（該当するものに○）

<input type="checkbox"/>	①ステップ1（経営診断）
<input type="checkbox"/>	②ステップ2（経営改善支援）
<input type="checkbox"/>	③ステップ3（運賃交渉支援）

3. 同意事項

- (1) 指定診断士の質問や要求に誠意をもって対応し、事業がスムーズに進むよう努力することに同意します。
- (2) 決算書をはじめとする各種提出資料、現地調査で提供した資料は返却されずに、経営診断報告書とともに中小企業診断士等が保管することに同意します。
- (3) 現地調査に関する費用を負担することに同意します。

以上

年 月 日

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業
活用促進助成金 交付請求書

（公社）沖縄県トラック協会長 殿

事業者名：

代表者名：

交付要綱第8条第1項、第9条第2項、第10条第2項の規定に基づき、助成金の交付について下記のとおり請求します。

記

1. 助成金額（※） :
2. 事業者名 :
3. 代表者名 :
4. 所在地 :
5. 電話番号 :
6. 振込先口座 金融機関： 銀行・信用金庫
支 店：
預 金：普通・当座
口座番号：
口座名義：
7. 添付書類
 - ・請求書の写し（支払金額の内訳が確認できるもの）
 - ・支払いを証する書類の写し
 - ・経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業利用者アンケート

※「1. 助成金額」欄には、交付要綱第5条第1号から第3号所定の額を記入すること。

以上

(様式5 添付書類)

【事業者 → 地方ト協】

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業 利用者アンケート

今後の本事業の実施運営の参考とするため、可能な範囲で、以下のアンケートにご協力をお願いいたします。頂戴した回答内容は、全ト協・地ト協及び担当指定診断士以外の第三者と共有することはありません。

各欄に回答を記入し、又は該当するものに○をつけてください。

事業者名	
実施内容	ステップ1 ・ ステップ2 ・ ステップ3
本事業について 知ったきっかけ (複数選択可)	①全ト協機関紙・HPを見て ②地方ト協広報紙・HPを見て ③他社からの情報提供を受けて ④その他 ()
利用の経緯 (複数選択可)	①自社の経営状況を把握したかったため ②運賃設定に課題を感じていたため ③運賃交渉に課題を感じていたため ④その他の経営上の課題を感じていたため (課題の内容：) ⑤その他 ()
実施内容の 満足度	①大変満足している ②満足している ③どちらともいえない ④不満がある (理由：)
本事業に関する ご意見・ご要望	
経営改善関係の 協会事業に関する ご意見・ご要望	

以上

様式7（第11条第1項）

【事業者 → 地方ト協】

年 月 日

取下届出書

（公社）沖縄県トラック協会長 殿

事業者名：

代表者名：

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業の申込みを取り下げたいので、交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり届出します。

記

1. 事業者名

2. 代表者名

3. 実施内容（該当するものに○）

	①ステップ1（経営診断）
	②ステップ2（経営改善支援）
	③ステップ3（運賃交渉支援）

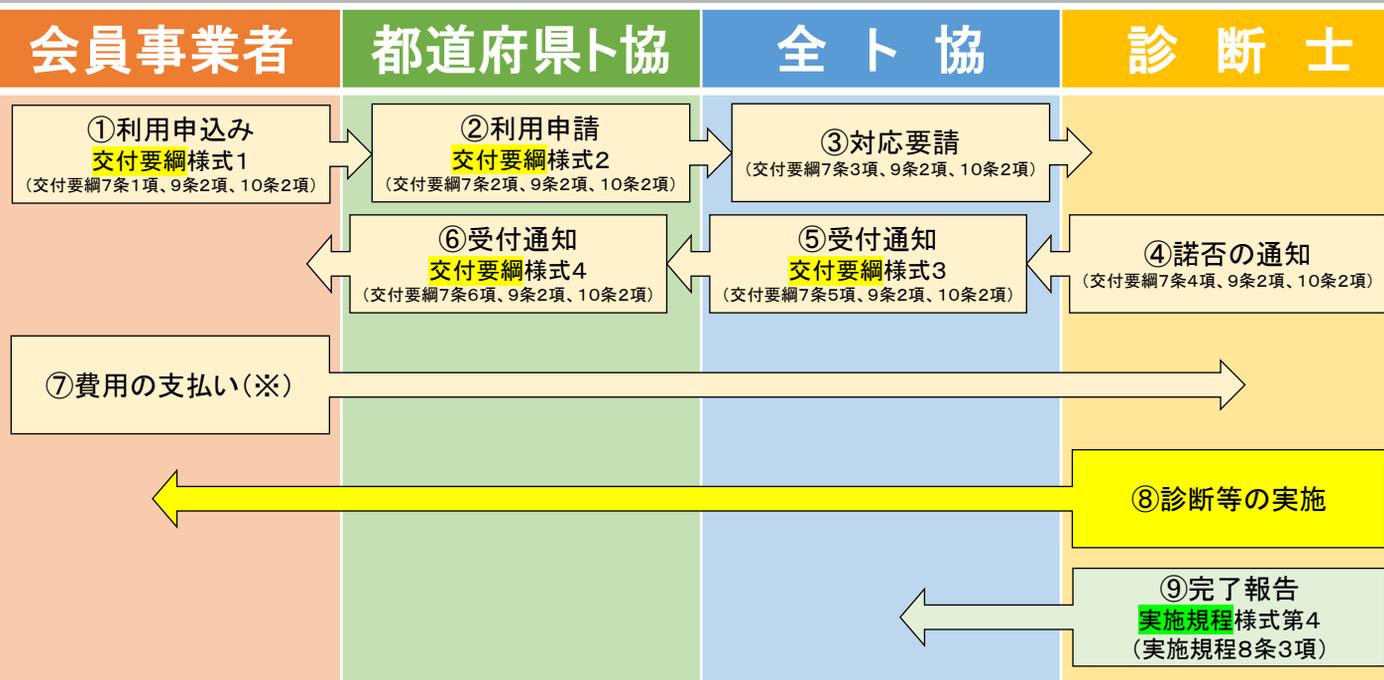
4. 担当指定診断士

以上

令和7年度 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成金 手続の流れ

1. 診断等の申込から完了までの手続

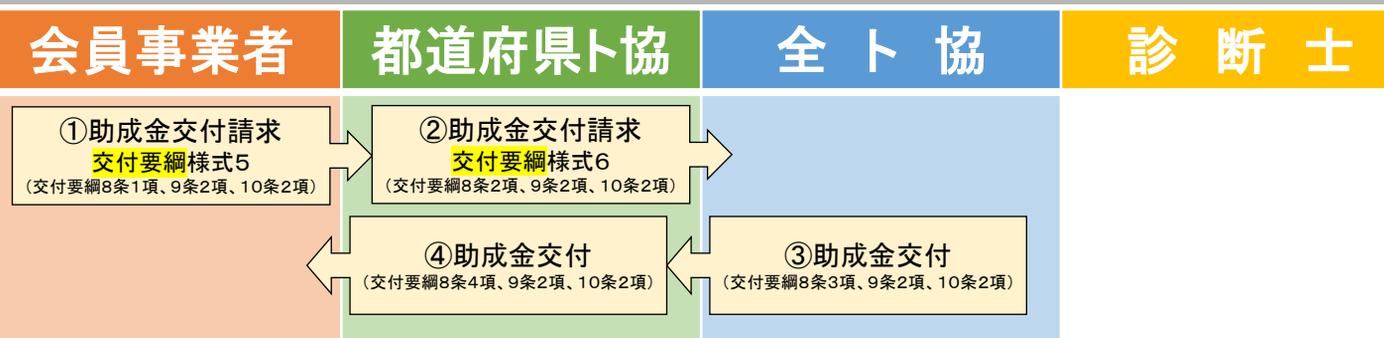
※ステップ1（経営診断）からステップ3（運賃交渉支援）まで、いずれも手続の流れ・使用する様式は共通



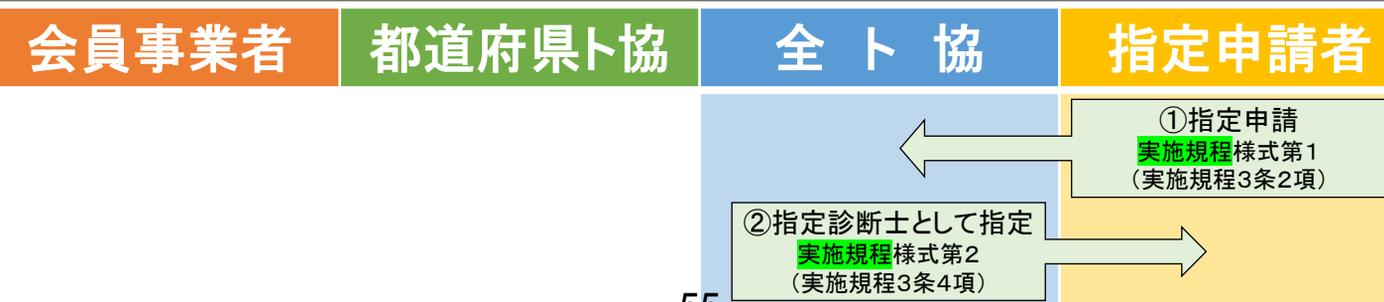
※ 費用の支払いのタイミングは、原則としてステップ1・2は前払い、ステップ3は後払いとなります。

2. 助成金の交付請求に関する手続

※ステップ1（経営診断）からステップ3（運賃交渉支援）まで、いずれも手続の流れ・使用する様式は共通



(参考) 診断士の指定に関する手続



インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱

令和5年3月 9日制定

令和6年3月27日改定

令和7年3月19日改定

公益社団法人 全日本トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、少子高齢化に対応し、学生による就業体験（以下「インターンシップ」という。）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員事業者（以下「事業者」という。）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 地方ト協事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であるものとする。

(助成対象事業等)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、地方ト協事業者が全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものに助成する。ただし、地方ト協ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

- (1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。
- (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。
 - ① 点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。
 - ② 乗務体験(学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。)
- (3) インターンシップのプログラムの内容が別に定める要件を満たすものであること。

(助成金の交付予算額)

第4条 助成金の交付予算額は、15,000,000円とする。

(助成金額)

第5条 交付する助成金は、受入れ人数にかかわらず以下の通りとする。但し、受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする。

- | | | |
|-------------------|-------|------|
| (1) インターンシップ受入れ期間 | 3日間 | 9万円 |
| (2) インターンシップ受入れ期間 | 4日間 | 11万円 |
| (3) インターンシップ受入れ期間 | 5日間以上 | 13万円 |

(協調助成)

第6条 地方ト協における協調助成の有無は、任意とする。

(助成金の交付請求)

第7条 事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、「インターンシップ受入れ実施結果報告書」(様式1の2)を添付して、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書(助成金交付請求書)」(様式1)を地方ト協に提出しなければならない。

2 地方ト協は、事業者から前項の申請書の提出があった場合には、(様式1)及び(様式1の2)を添付して、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書(助成金交付請求書)」(様式2)を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 全ト協は、前条に基づき助成金の交付申請があったときは、速やかに審査し、第2条並びに第3条に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

3 なお、第4条に定める予算額が満額に達した場合には、助成金の交付を終了する。

(助成金の返還)

第9条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務等)

第10条 当該事業の実施に関し、全ト協が必要と認めた場合には地方ト協に対し報告等を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関して必要がある場合には全ト協が別にこれを定める。

以上

(附則) (令和5年3月9日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和6年3月27日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

(附則) (令和7年3月19日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より適用する。

インターンシップ導入促進支援事業における助成対象となるプログラムの要件
(第3条 第3号関係)

交付要綱第3条第3号の要件は、インターンシップのプログラムの総実施時間の半分以上を以下のいずれかに関するものが占めていることとする。

1. 点呼、日常点検、業務日報作成等運行前後のドライバー業務
2. 乗務体験
3. 荷積み作業、荷卸し作業
4. 配車、運行管理
5. 事務作業（総務、経理等）
6. オリエンテーション（会社概要説明、社長講話等）

(様式 1) (第 7 条関係)

令和 年 月 日

公益社団法人 沖縄県トラック協会長 殿

申請者
代表者
法人番号 _____

**インターンシップ導入促進支援事業実績報告書
(助成金交付請求書)**

インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1. 助成金交付請求額

金 _____ 円 (_____ 日間)

2. 振込先銀行口座 銀行名 : _____ 銀行・信用金庫
支店名 : _____
預 金 : _____ 普通預金 ・ 当座預金
口座番号 : _____
口座名義 : _____

3. 添付書類

インターンシップ受入れ実施結果報告書

①申請者→②都道府県トラック協会

(様式1の2)

インターンシップ受入れ実施結果報告書

(1) 会社の概要

項目	記入欄
名称	
所在地	
連絡先	TEL : MAIL :
ご担当者氏名	
事業内容	
資本金	円
従業員数 (パート等含む)	男性 名 女性 名
車両台数	大型 台 中型 台 小型 台
ドライバー数 ※()は前年同時期	男性 名 (名) 女性 名 (名)
輸送品目	
輸送形態	長距離 割 (宿泊を伴う運行) 中・近距離 割 (日帰り) 市内配送 割
インターンシップ 受入実績	令和4年度 男性 名 女性 名 令和5年度 男性 名 女性 名 令和6年度 男性 名 女性 名
インターンシップ からの採用実績	令和5年度入社 男性 名 女性 名 令和6年度入社 男性 名 女性 名 令和7年度入社 男性 名 女性 名
インターンシップ 受入実績教育機関 ※該当に○印	高等学校・専門学校・短期大学・大学 その他 ()

(2) 研修プログラム内容

受入れ責任者： _____

令和 年 月 日 ～ 月 日 (日間)

A インターンシップ受入教育機関

学校名			
人数	男性 名	女性 名	

B. 研修プログラム ※具体的にご記入ください(別紙使用可)

月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

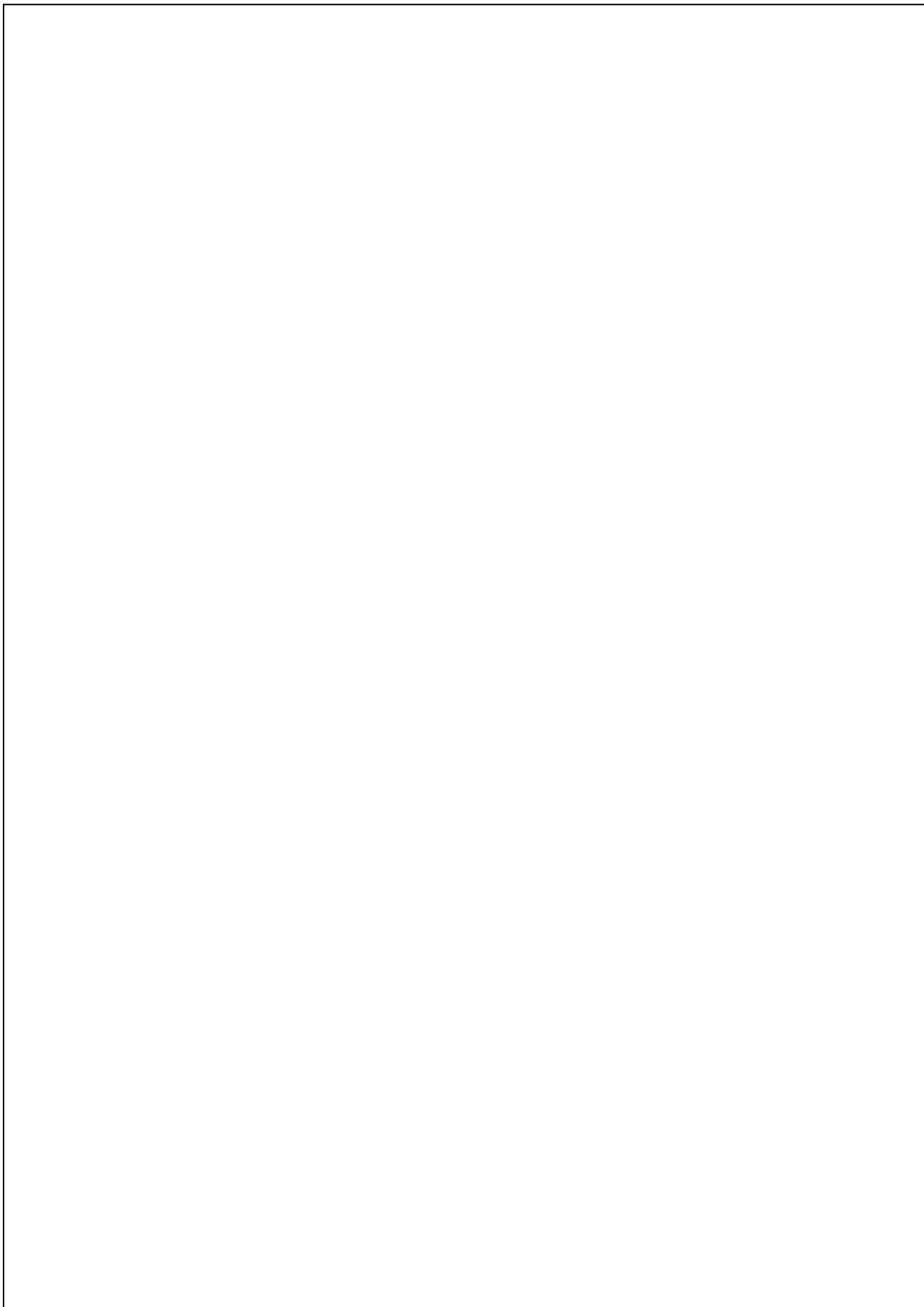
月 日 ()

時間	内容	場所	指導担当者

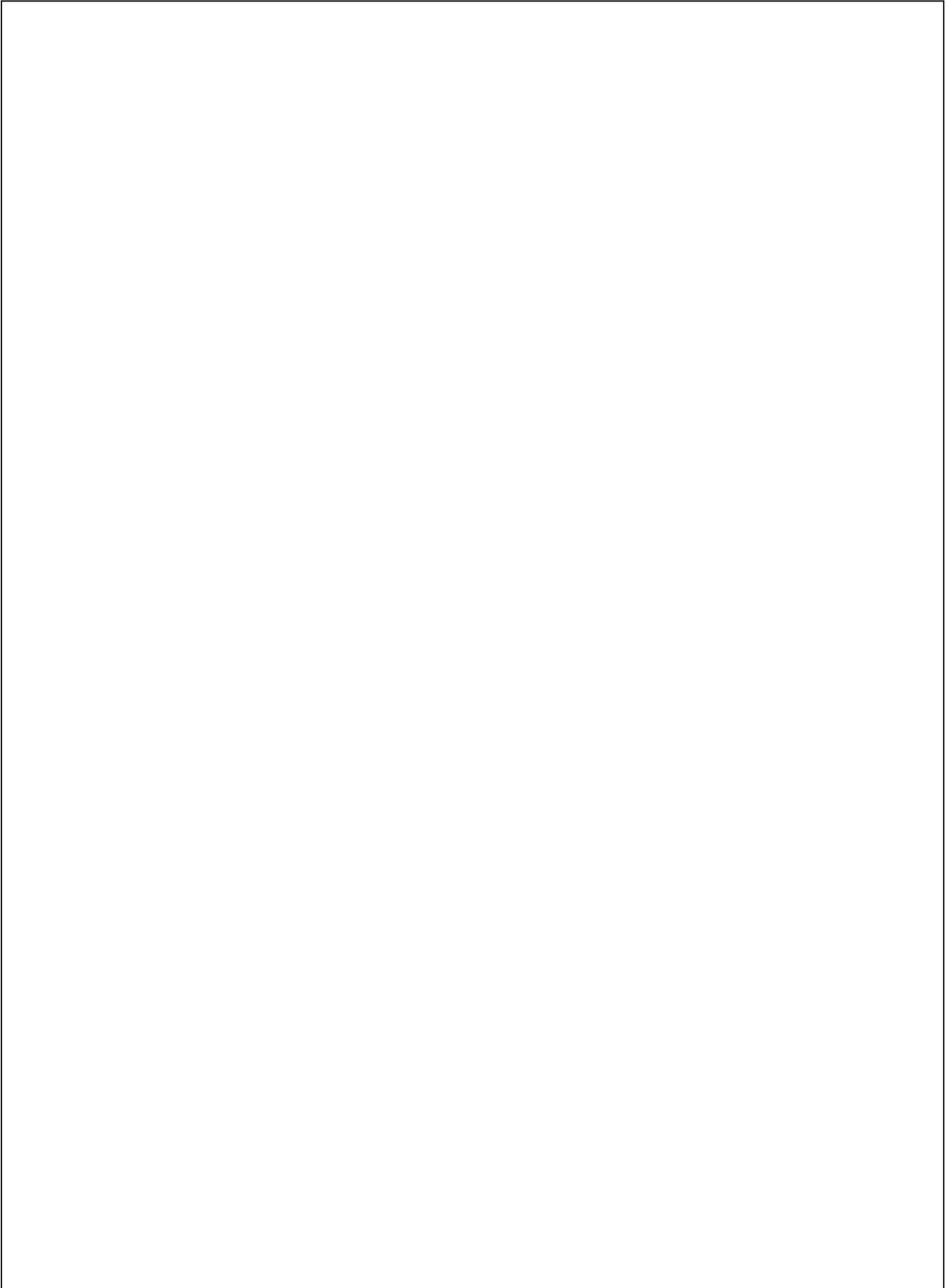
※受入れ期間4日以上の場合は、本紙をコピーしてお使い下さい。

(3) 受入れ状況 (写真添付 (カラー))

※日にちごとに全体の流れが分かるように添付すること



(4) 高等学校等の教育機関からのインターンシップ受入依頼文書
(写し添付)



令和7年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金

実施要領

令和7年3月19日

公益社団法人 全日本トラック協会

1 事業の主旨

低廉かつ安定的な燃料確保に取り組む会員トラック運送事業者(以下、「会員事業者」という。)並びに会員事業者を主軸とするトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会(以下、「協同組合・連合会」という。)が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替(以下、「増設」という。)を行う場合、都道府県トラック協会(以下、「地方ト協」という。)を通じて費用の一部を助成するもの。

2. 予算額

1億円

3. 主な助成要件

指定数量(1000リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替を行い、**令和7年4月1日～令和8年2月27日**までに消防(市町村又は消防組合等)による危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。(「支払の完了」には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結及び物件の検収」を含む)

4 助成対象者

会員事業者及び会員事業者を主軸とする協同組合、連合会

※交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去(平成20～26年度、平成28年度～令和6年度)に全日本トラック協会(以下、「全ト協」という。)から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。

5 助成金額

軽油タンクの新設 100万円

軽油タンクの増設 30万円

*ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

6 助成金申請の公募期間

令和7年8月1日(金)～令和7年10月31日(金)

※「地方ト協」から全ト協への最終受付日は、令和7年11月7日(金)
(必着)とする。

予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

7 交付決定通知(予定)日

(第1回) 令和7年 9月22日(月)

(第2回) 令和7年10月20日(月)

(第3回) 令和7年11月20日(木)

※原則として前月末までに全ト協で受付をした申請については、
上記に決定通知を行う予定。

8 申請時必要書類

- (1) 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請書
(「会員事業者」は様式1・「協同組合・連合会」は様式3)
*様式2は「地方ト協」が作成
- (2) (購入の場合)「工事請負契約書」又は「注文書・注文請書」の写し
(割賦の場合)「割賦販売契約書」の写し
*当該工事等の費用に係る金額内訳明細書(写)を添付のこと
- (3) ①新設「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し
②増設「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し
- (4) 「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」
(様式4)
- (5) (組合・連合会の場合)
 - ①法人の全部事項履歴証明書(写しでも可)
 - ②組合員名簿
 - ③組合案内等、組合の事業概要がわかる資料
- (6) (持株会社の場合)
 - ①自認書(持株会社用)(様式1-2)
 - ②持株会社及び会員事業者の直近確定申告書別表2(写)

9 申請先

- ・会員事業者：「所属する各都道府県トラック協会(地方ト協)」
<「地方ト協」を通して「全ト協」へ申請>
- ・協同組合・連合会：「全ト協」
<必要に応じて「全ト協」は「地方ト協」と情報共有を行う>

10 実績報告

交付決定を受けた「会員事業者」「協同組合・連合会」は、当該設備の完成検査の後に、実績報告を行うこと

(会員事業者：「地方ト協」宛て。協同組合・連合会：全ト協宛て)。

実績報告の期限は令和8年3月4日(水)とする。

実績報告書に下記1.1に記載する報告書及び必要書類を添えて、期限までに各宛先宛に提出を行うこと。

※「地方ト協」から全ト協への最終受付日は令和8年3月9日(月)
(必着)とする。

1.1 実績報告時必要書類

(1) 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金実績報告書

(「会員事業者」様式6-1 「協同組合・連合会」様式6-3)

*様式6-2は「地方ト協」が作成

(2) 施設整備に伴う以下の図面等の写し

①危険物取扱所の全体概要図・平面図・立面図

(タンク容量・油種を記載したもの)

②危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図

施設工事費用請求書及び明細書の写し

申請時に「明細書」を提出した場合で、施工業者の請求金額に変更ない場合には、実績報告時での請求明細書の添付は省略しても可。

(3) (購入の場合)「領収証」の写し

(割賦の場合)「賦払金支払明細表

(割賦契約の物件検収後に発行されるもの)」の写し

(4) 危険物取扱所の完成検査済証の写し

(5) 工事施工前、施工中、完成後の写真

(それぞれ施設全体が把握できるもの)

1.2 本制度での「新設」「増設」の区分の考え方について

原則として、消防法による「危険物製造所等の設置・変更許可書」により以下のとおり判断する。

・設置許可書：「新設」で申請

・変更許可書：「増設」で申請

1.3 その他

本事業の助成対象となった会員事業者並びに組合・連合会は、本助成要綱並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、緊急時において全ト協等の要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

以上

公益社団法人沖縄県トラック協会長 殿

申請者住所：

フリガナ

事業者名：

代表者：

印

法人番号：

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第7条第1項に基づき助成金の交付について、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 事業総経費(税抜)： _____ 円
- 2 対象事業：軽油供給施設新設 (_____ キロリットル)
軽油専用タンク増設 (_____ キロリットル → _____ キロリットル)
※ どちらかに○をお付け下さい。
新設の場合は完成後の容量(総計)をご記入ください。
また、増設の場合は、既存容量と完成後の容量(総計)をご記入ください。
- 3 申請金額： _____ 円
- 4 整備完了(予定)日：令和 年 月 日
- 5 設置場所住所： _____
- 6 連絡先：担当者名 _____ 電話番号 _____
fax 番号 _____ E-mail _____
- 7 添付書類
 - (1) (購入の場合)「施設工事契約書」又は「注文書・注文請書」の写し
(割賦の場合)「割賦販売契約書」の写し
(工事契約書、注文請書等の金額内訳明細書を添付)
 - (2) 新設：「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し
増設：「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し
 - (3) 様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」

【 会員事業者 → 都道府県トラック協会 】

令和7年度 自動点呼機器・D X 導入促進助成事業 実施要領

令和7年3月19日
公益社団法人全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器の普及促進を図る。

2. 予算額

7,000万円

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小事業者を対象とする。

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

- ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社 または
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象

助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省の認定を受けたもので、令和7年4月1日以降に契約または利用開始したものとする。

5. 助成額

対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）（上限10万円）

※当該年度内の申請台数は、各協会1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。

6. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

7. 留意事項

（1）助成対象機器等について（交付要綱第2条関係）

助成対象機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とする。

(2) 助成額について（交付要綱第4条関係）

導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができる。なお、消費税は導入費用には含まない。

(3) 実績報告書の提出について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める実績報告書は、様式1の「自動点呼機器導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。

各協会は、事業者から受け付けた申請について、当月末締め翌月3日までに、全ト協に実績報告書及び「自動点呼機器導入内訳書」（様式2）を提出するものとする。各協会は、事業者から送付された、領収証の写し、契約書またはサービス利用申込書等の写し、機器の管理NO（シリアルナンバー）が記載された書類、会員事業者が国土交通省に届出をして受理された書類（乗務後自動点呼の実施にかかる届出書）の写しを取得しておくこと（全ト協への送付は求めない）。また別途、上記内訳書を全ト協担当者あてに毎月末までにメールで送信すること。

なお、年度末の書類の提出期限は、令和8年3月6日とする。

(4) 助成金の支払いについて（交付要綱第5条、交付要綱第6条関係）

助成金は実績報告書に基づき支払うこととする。なお、交付要綱第5条に定める期日は、毎月3日までとする。また、毎月3日までに到着したものについては、原則として、同月末日までの支払いとする。

(5) Gマーク認定事業所の確認について

Gマーク認定事業所を有する事業者から助成申請があった場合は、Gマーク認定証のコピーの提出を受けることにより、当該事業所が、機器等導入時においてGマーク認定事業所であることを確認し、内訳書にGマーク認定証番号の記入をすること。

以 上

自動点呼機器・DX導入促進助成 申請書

_____ 沖縄県トラック協会会長 殿

申請年月日	2025年 月 日						
事業者名							
機器導入支店・営業所名							
機器導入所在地	〒 -						
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()			
申請責任者	役職						氏名
安全性優良事業所(Gマーク) ※該当する場合は、認定証番号を記入							
自動点呼機器	機器の名称	○メーカー名: ○機器名称:					
	(※)管理NO (シリアルナンバー)						
	契約日もしくは利用開始日	2025年 月 日					
取扱店							
導入費用(消費税除く)							円
助成金申請額							円
振込先 金融機関	金融機関名	銀行					支店
	ふりがな 口座名義						
	口座番号	普通・当座					
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取扱店に支払った導入費用の領収証の写し 2. 契約書もしくはサービス利用申込書等の写し 3. 管理NO(シリアルナンバー)が記載された書類の写し (2. に記載されている場合は、不要) 4. 国土交通省に届出をして受理された「業務後自動点呼の実施にかかる届出書」の写し(受付日:令和8年2月27日迄) 5. Gマーク事業所は、有効期間内の認定証の写し 						

※契約書もしくはサービス利用申込書等に記載された管理NO(シリアルナンバー)を記載すること。